鹿児島県公報

令和6年6月20日(木)号外の5



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

選挙管理委員会告示

- ○鹿児島県知事選挙における政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う日時及び場 所 (選挙管理委員会取扱い)1
- ○鹿児島県知事選挙における選挙長事務所で使用する選挙長印の様式
 - (選挙管理委員会取扱い) 1
- ○鹿児島県議会議員補欠選挙(姶良市区)事由の発生
- (選挙管理委員会取扱い) 1
- ○鹿児島県議会議員補欠選挙(姶良市区)における選挙人名簿登録の基準日
 - (選挙管理委員会取扱い) 2
- ○鹿児島県議会議員補欠選挙(姶良市区)におけるポスター掲示場へのポスター掲示開 始期日 (選挙管理委員会取扱い)2

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第20号

令和6年7月7日執行の鹿児島県知事選挙における政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和6年6月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 日時

令和6年6月20日 午後5時30分から

2 場所

鹿児島県選挙管理委員会室(鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎6階)

鹿児島県選挙管理委員会告示第21号

令和6年7月7日執行の鹿児島県知事選挙における選挙長事務所において使用する選挙長印の様式を次のとおり定めた。

令和6年6月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

長 選之印 挙

備考 大きさは2センチメートル四方とする。

鹿児島県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定による鹿児島県議会議員補欠選挙(姶良市区)を行うべき事由が生じた。

令和6年6月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定により、令和6年7月7日執行の 鹿児島県議会議員補欠選挙(姶良市区)における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決 定の基準となる日を同年6月27日(ただし、年齢については同年7月7日)と定めた。

令和6年6月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、令和6年7月7日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙(姶良市区)におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同年6月28日からと定めた。

令和6年6月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成